

最低賃金、確認した？



東京都最低賃金

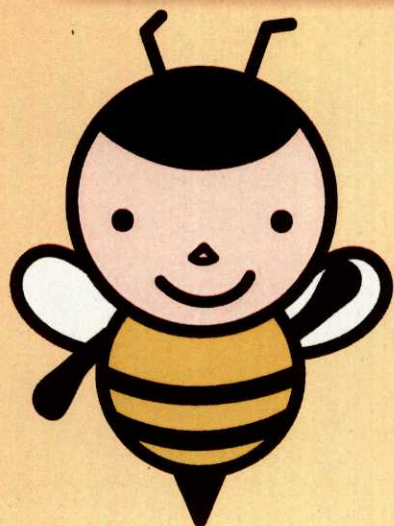


958

時間額
円

平成29年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局

- 最低賃金に関するお問い合わせは東京労働局賃金課または最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金のご相談は東京都最低賃金総合相談支援センターへ 0120-311-615

東京都の最低賃金

最低賃金、確認した？

最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降の労働に対して最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局
労働基準監督署

●最低賃金には次の賃金は含まれません。

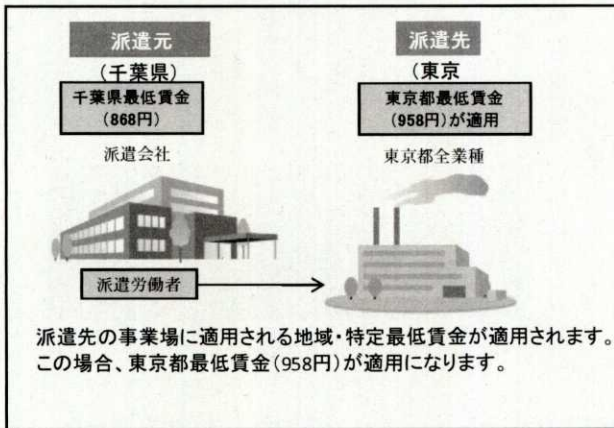
- ① 精進手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

●最低賃金が時間給以外の場合、賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

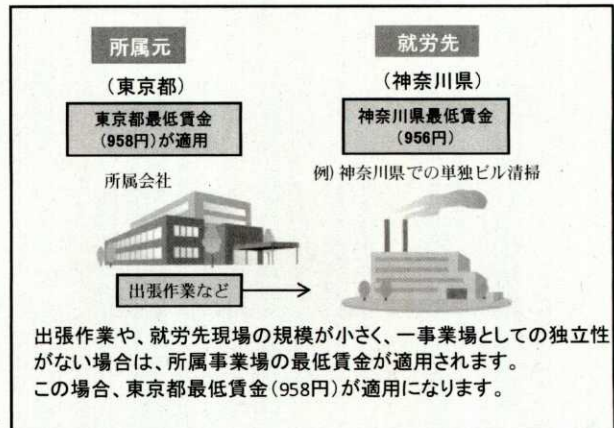
* 日によって定められた賃金（日給制）は、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。
* 月によって定められた賃金（月給制）は、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数）で除した金額と最低賃金額を比較します。

●派遣労働及び出張作業等の最低賃金の適用は次のとおりです。

＜派遣労働の場合＞



＜出張作業等の場合＞



●最低賃金の減額特例許可制度

精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者などについては、使用者が東京労働局長の許可を受けることを条件として、個別に減額した額を適用する「最低賃金の減額の特例」規定があります。

●東京都で設定されているすべての特定（産業別）最低賃金は、現在東京都最低賃金を下回っているため、特定（産業別）最低賃金対象事業場についても、東京都最低賃金が適用されます。

- ① 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業
- ② 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業
- ③ はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- ④ 各種商品小売業
- ⑤ 出版業
- ⑥ 鉄鋼業

●業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資等を行い、時間当たりの賃金額が事業場内で最も低い労働者の賃金を引き上げた事業主に対する助成制度です。

申請先 東京労働局雇用環境・均等部企画課 (03 - 6893 - 1100)

●最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」を設けています。

☎0120-311-615 <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

【平成29年度 全国地域別最低賃金一覧】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	810	10/1	青森	738	10/6	岩手	738	10/1	宮城	772	10/1
秋田	738	10/1	山形	739	10/6	福島	748	10/1	茨城	796	10/1
栃木	800	10/1	群馬	783	10/7	埼玉	871	10/1	千葉	868	10/1
東京	958	10/1	神奈川	956	10/1	新潟	778	10/1	富山	795	10/1
石川	781	10/1	福井	778	10/1	山梨	784	10/14	長野	795	10/1
岐阜	800	10/1	静岡	832	10/4	愛知	871	10/1	三重	820	10/1
滋賀	813	10/5	京都	856	10/1	大阪	909	9/30	兵庫	844	10/1
奈良	786	10/1	和歌山	777	10/1	鳥取	738	10/6	島根	740	10/1
岡山	781	10/1	広島	818	10/1	山口	777	10/1	徳島	740	10/5
香川	766	10/1	愛媛	739	10/1	高知	737	10/13	福岡	789	10/1
佐賀	737	10/6	長崎	737	10/6	熊本	737	10/1	大分	737	10/1
宮崎	737	10/6	鹿児島	737	10/1	沖縄	737	10/1			

金額は時間額(円)

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成29年です。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は最寄りの労働基準監督署まで